別表七の二付表二　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の９第２項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる場合若しくは同条第５項各号に規定する場合に該当する場合若しくは法第81条の10第１項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（第４号及び第９号において「欠損等連結法人」という。）である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この記載要領において「平成22年改正法」という。）附則第26条第４項若しくは第７項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第２条の規定（平成22年改正法附則第１条第３号ロ（施行期日）に規定する組織再編成等以外の改正規定に限る。）による改正前の法人税法（第３号及び第４号において「平成22年旧法」という。）第81条の９第２項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる場合若しくは平成22年改正法第２条の規定（平成22年改正法附則第１条第３号ロに規定する組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正前の法人税法（第８号において「平成22年10月旧法」という。）第81条の９第４項各号（連結欠損金の繰越し）に規定する場合に該当する場合に、法第81条の９第６項に規定する連結欠損金個別帰属額（以下この記載要領において「連結欠損金個別帰属額」という。）に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載すること。

2　「⑴」から「⑻」まで、「⑽」から「⑭」まで及び「⑯」から「㉑」までの各欄の内書には、法第81条の９第３項に規定する特定連結欠損金個別帰属額を記載すること。

3　「連結親法人又は特定連結子法人若しくは旧法第81条の９第２項第２号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの　⑴」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの　⑷」の各欄は、法第81条の９第２項第１号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第４項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）又は平成22年改正法附則第26条第４項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９第２項第１号若しくは第２号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する連結子法人が平成22年改正法附則第26条第16項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９の２第３項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）を記載すること。

4　「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額　⑵」、「連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額　⑸」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額　⑻」の各欄は、法第81条の９第２項第２号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人又は連結子法人の法第81条の10第２項第１号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有する同条第３項に規定する内国法人の残余財産が確定する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び法第81条の９第２項の連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第５項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）又は平成22年改正法附則第26条第７項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９第２項第３号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人の平成22年改正法附則第26条第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９の２第２項第１号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び連結親法人が平成22年改正法附則第26条第18項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年旧法第81条の９の２第４項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）を記載すること。この場合において、これらの欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七㈠付表一及び別表七㈠付表二に所要の調整を加えたものに記載して添付すること。

5　「連結内適格合併等による引継額」の各欄は、連結法人を合併法人とする適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合若しくは当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は当該連結法人と連結完全支配関係がある他の連結法人との間で当該連結法人を分割承継法人とする法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項第２号（連結欠損金個別帰属額等）に規定する合併類似適格分割型分割が行われた場合に記載すること。この場合において、当該残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上あるときは、「連結欠損金個別帰属額の加算額　⑻＋⑿　⒀　の欄は、「⑿」とあるのは、「（⑿を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載すること。」

6　「離脱をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（当該連結子法人の⑺）　⒁　の欄は、法第４条の５第１項又は第２項（第４号及び第５号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により法第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載すること。」